

小売業、サービス業、介護事業など季節的でない事業をされている事業主様へ

季節労働者トライアル助成金

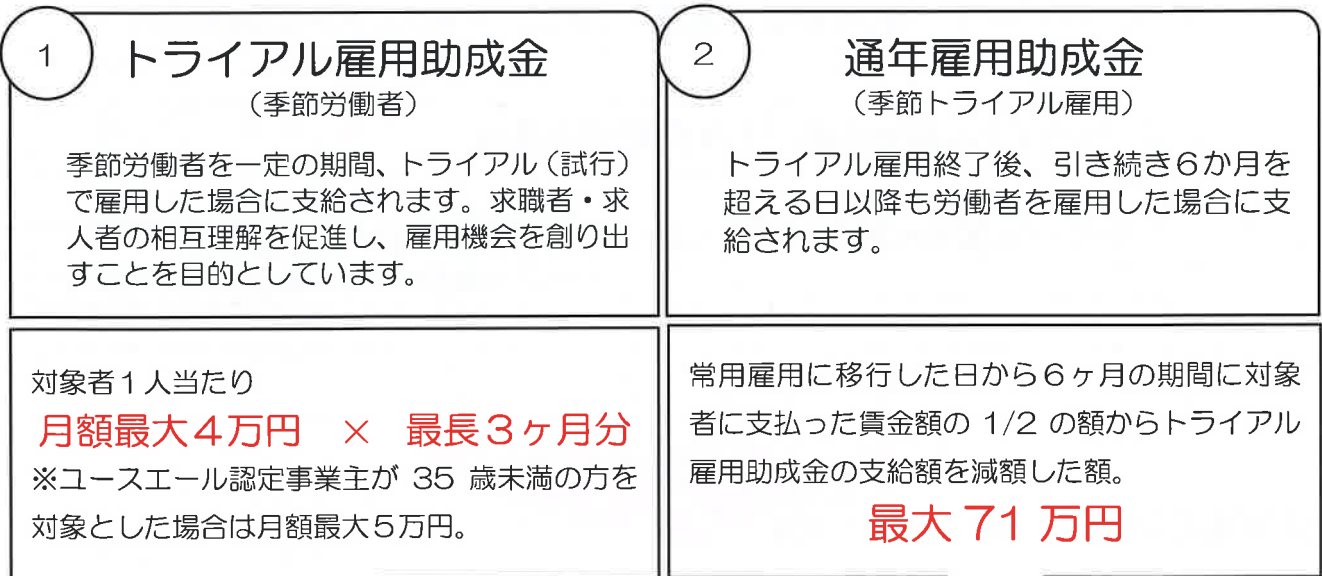
助成金を利用して季節労働の方を雇用していませんか？

季節労働者を雇い入れ常用で雇用した場合、

1人あたり **最大86万円** (※)

※トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）15万円（ユースエール認定事業所が35歳未満の方を対象とした場合）+ 通年雇用助成金（季節トライアル雇用）71万円=86万円。

季節労働者をトライアルで雇用して常用にすると、2つの助成金が支給される場合があります。

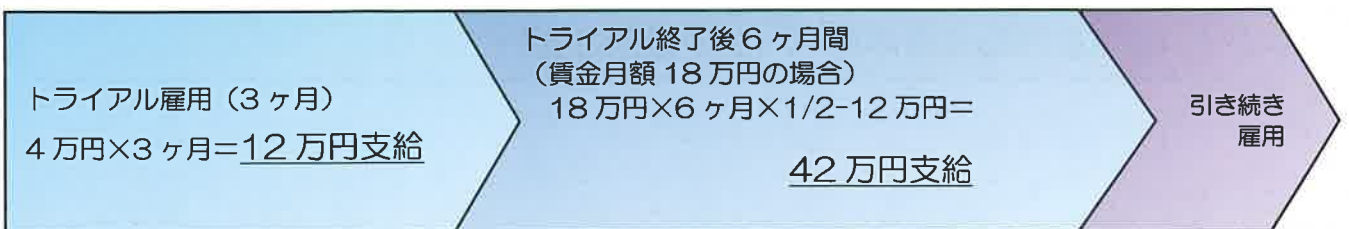


例えば・・・

2/1

4/30 5/1

10/31 11/1



裏面もご覧ください

【対象となる事業主】

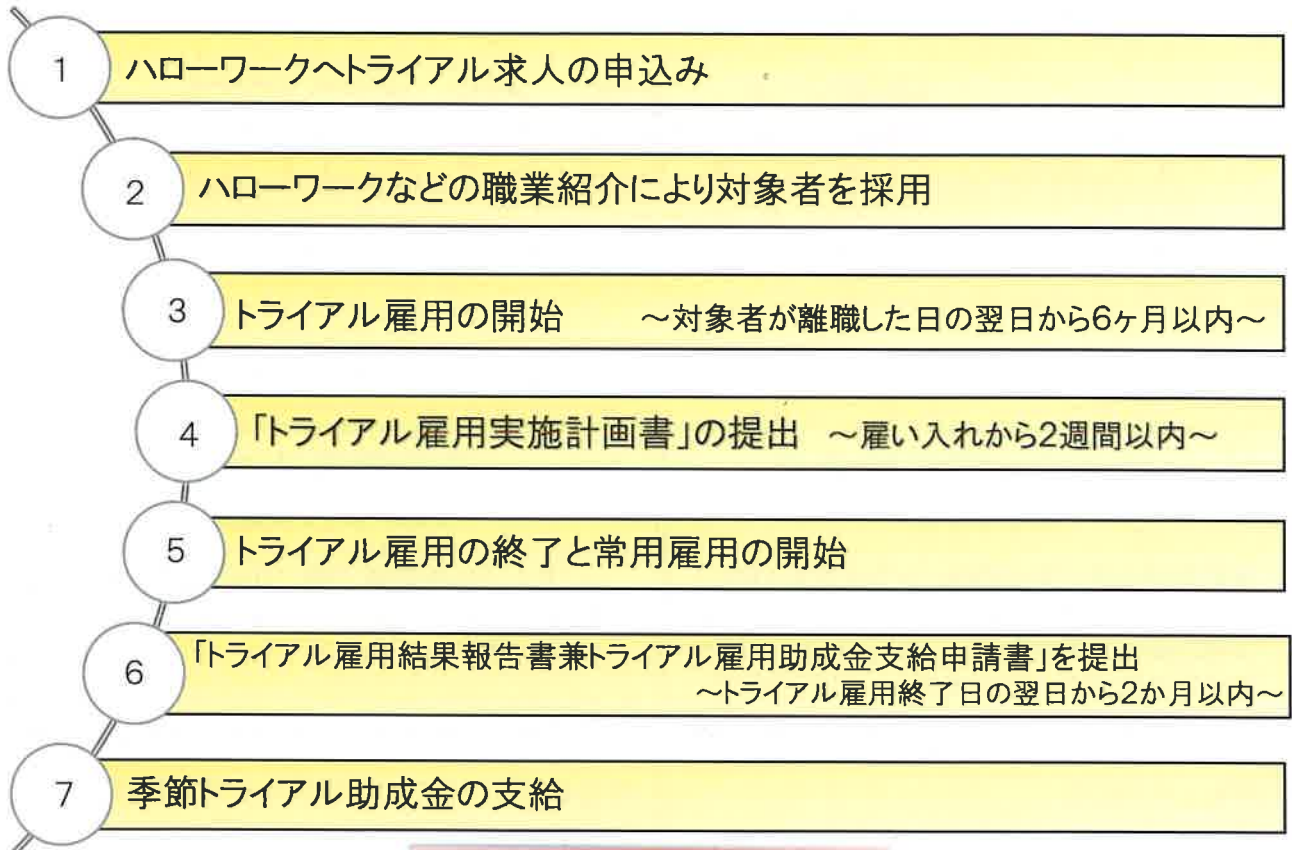
- ① 指定地域（北海道、国が指定する積雪寒冷地域）で事業を行う事業主
- ② 指定業種（建設業、農業、特定貨物運送業など季節の影響のある業種）以外の事業を行う事業主

【対象となる労働者】

- ① 指定地域、指定業種に属する事業所に季節で雇用されていた者
- ② 10月1日から3月31日までに離職した者
- ③ 特例一時金の受給資格がある（または受給した）者

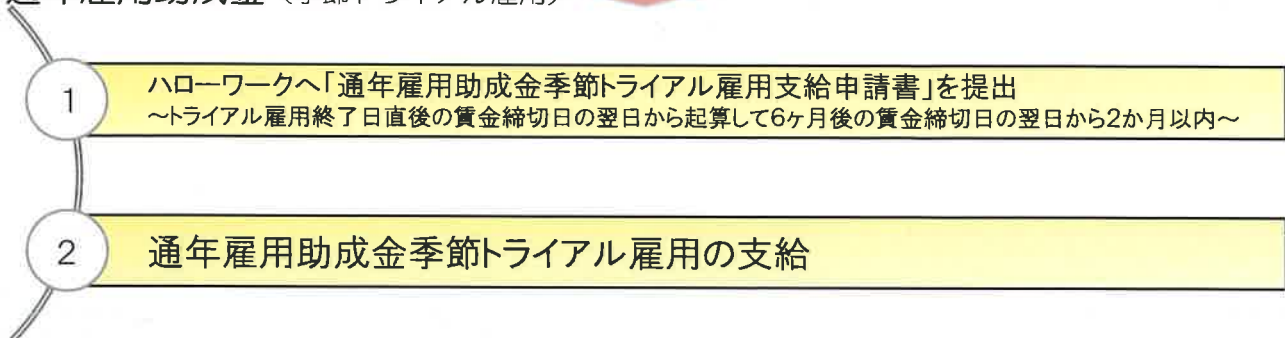
〔手続きの流れ〕

トライアル雇用助成金（季節労働者）



引き続き6ヶ月を超えて雇用

通年雇用助成金（季節トライアル雇用）



問い合わせ先：北海道労働局職業対策課雇用対策係（TEL011-738-1043）または最寄りのハローワーク
（このリーフレットは制度を広く知っていただくための周知用です。支給要件等の詳細はパンフレット「季節労働者トライアル雇用制度のご案内」、または雇用関係助成金支給要領で必ずご確認ください。）